目的

屋外広告物は街並みに活気を与える重要な役割を担っているとともに、住民の暮らしにおいて、また駒ヶ根へ訪れるみなさんにとって、必要不可欠なものです。

駒ヶ根市では屋外広告物等の表示または設置において、適正な維持管理の推進や、よりデザイン化された広告物への誘導、またより良い景観の創出のため、平成 27 年 4 月 1 日から市独自の条例として、駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例がスタートしました。

この条例では、今までの長野県屋外広告物条例に代わって市内全域を対象に屋外広告物等の規制基準や申請手続きなどを定めています。

禁止地域…住居専用地域、中道自動車道及び県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線沿道の一部地域
この地域内では一部の適用除外を除き広告物の表示設置が禁止されています。
（禁止地域については長野県屋外広告物条例と変更はありません。）

許可地域…禁止地域を除く市内全域で一定規模以上の屋外広告物は許可申請が必要となります。（以下許可申請不要の基準と許可の基準）

広告種別	許可不要の基準 （基準内であれば許可不要で掲示できます）	許可の基準 （基準内であれば許可を受けて掲示できます）
屋上広告物	・建築物を含む高さ13m以下かつ広告物の高さが建物の高さの1/2以下 ・建物の横にはみださない	・広告物の高さが5m以下かつ建物の高さに対し2/3以下 ・建物の横にはみださない
壁面広告物	・建築物の当該設置面積の2/10以下	・建築物の当該設置面積の4/10以下 （ただし彩度8以下の切り文字を使用し動光等使用されていないものは5/10以下）
自己の営業所がある敷地内に設置する建植看板	・高さ8m以下 ・1面の面積10㎡以下 ・合計面積20㎡以下	・高さ10m以下 ・1面の面積20㎡以下 ・合計面積40㎡以下 ・動光等使用したものは合計面積10㎡以下
袖看板	・1面の面積3㎡以下、合計6㎡以下	・動光等使用したものは合計3㎡以下 （動光等使用していないものは面積の上限なし）
	以下共通事項	
	・壁面からの出幅1.5m以下 ・道路への出幅1.0m以下	・壁面の上端の出幅1.0m以下 ・下端の高さ車道から4.7m（歩道は2.5m）以上
案内看板 自己の営業所がある敷地外に設置する建植看板 （複数の企業が共同で掲出する場合には優遇措置がありますのでお問い合わせください）	○広告板 ・高さ4m以下 ・1面の面積4㎡以下 ・合計面積8㎡以下	○広告板 ・高さ5m以下 ・1面の面積10㎡以下 ・合計面積20㎡以下 ・動光等使用したものについては当該部分が1㎡以下 ○広告塔 ・高さ8m以下 ・2方向への面積16㎡以下 ・合計面積32㎡以下 ・動光等使用したものについては当該部分が1㎡以下
広告旗（のぼり旗など）	・旗の大きさ　縦1.8m以下、横0.6m以下 ・高さ3m以下 ・設置間隔5m以上離したもの	・旗の大きさ　縦1.8m以下、横0.6m以下 ・高さ3m以下 ・設置間隔3m以上離したもの
共通事項	・反射する素材を使用しない事 ・動光等使用した場合は当該部分の面積の合計1㎡以下であること	

※ 広告物の地色の<u>彩度は１５未満</u>として下さい。
（地色：使用面積が最大のもの）

屋上広告物

許可不要の基準
建築物を含む高さ 13m以内かつ広告物の高さが建物の高さの 1/2 以下
建物の横にはみ出さない
13m≧a かつ 1/2ｂ≧c
動光１㎡以下

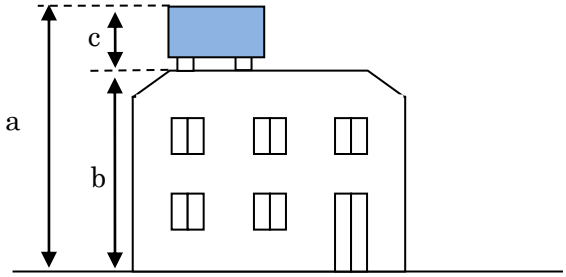

許可の基準
広告物の高さが 5m以下かつ建物の高さに対し 2/3 以内
建物の横にはみ出さない

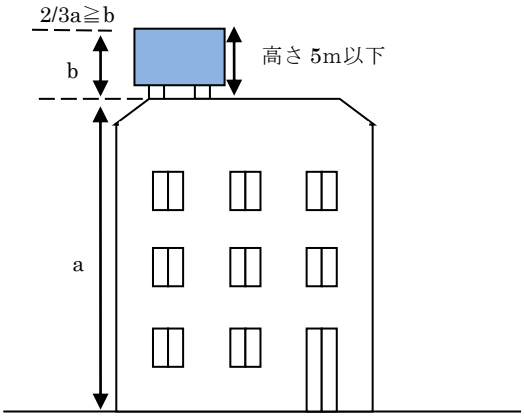

壁面広告物

許可不要の基準
建築物の当該設置面積の 2/10 以下
2/10ab≧a'b'
動光１㎡以下

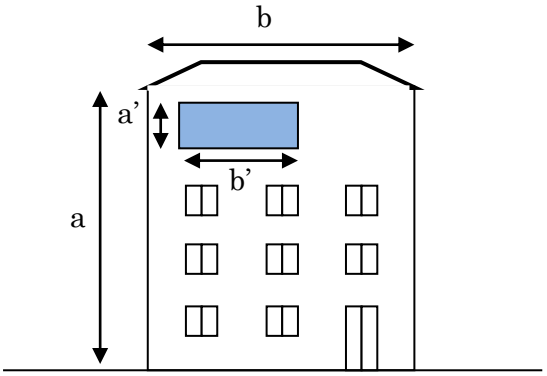

許可の基準
建築物の当該設置面積の 4/10 以下
4/10ab≧a'b'
（ただし彩度 8 以下の切り文字を使用し動光等が使用されていないものは 5/10 以下）

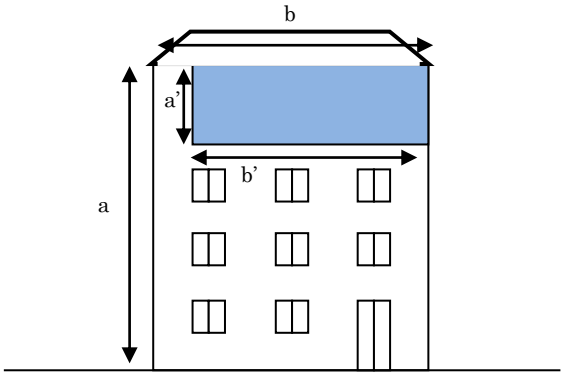

地上に設置する広告物で自己の営業所がある敷地内に設置するもの（以下自己用広告物）

許可不要の基準
高さ 8m以下
1 面の面積 10 ㎡以下
合計 20 ㎡以下
動光 1 ㎡以下

許可の基準
高さ 10m以下
1 面の面積 20 ㎡以下
合計 40 ㎡以下
動光等使用したものは合計 10 ㎡以下

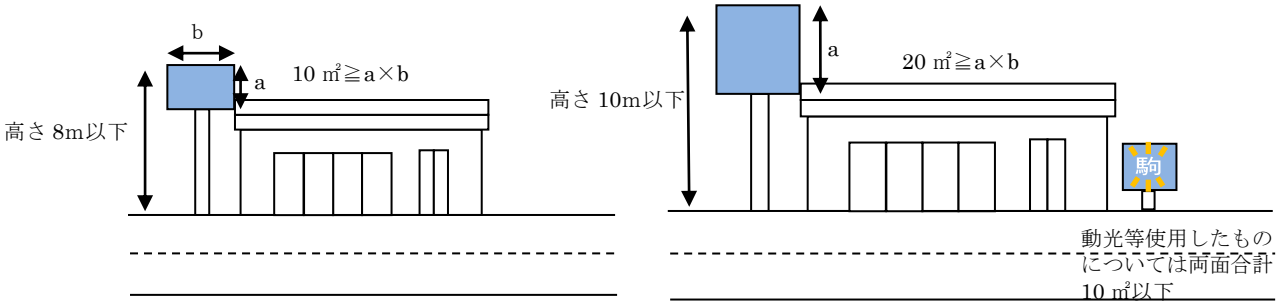

袖看板

許可不要の基準
壁面からの出幅 1.5m以下
道路への出幅 1.0m以下
壁面の上端の出幅 1.0m以内
下端の高さ車道から 4.7m以上
歩道の場合は 2.5m以上
1 面の面積 3 ㎡以下
計 6 ㎡以下　　動光 1 ㎡以下

許可の基準
壁面からの出幅 1.5m以下
道路への出幅 1.0m以下
壁面の上端の出幅 1.0m以内
下端の高さ車道から 4.7m以上
歩道の場合は 2.5m以上
動光等を使用したものは合計 3 ㎡以内

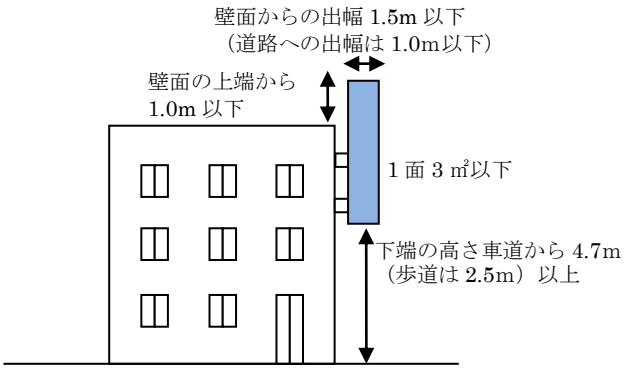

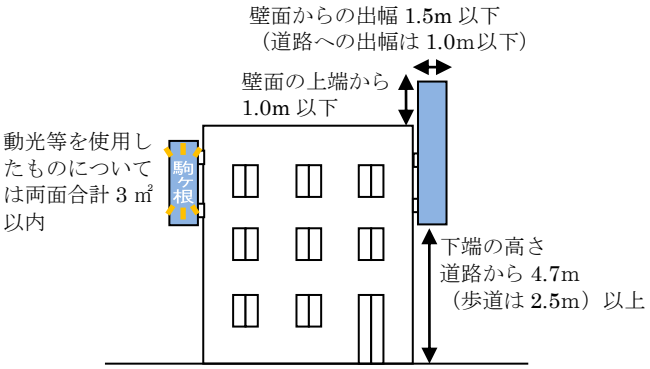

案内看板

自己用以外で地上に設置する広告物

許可不要の基準
高さ 4m以下
1 面の面積 4 ㎡以下
合計 8 ㎡以下
（ただし 2 以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあっては、表示する広告物の数が 1 件増すごとに高さ 1m、面積 2 ㎡を加える。ただし高さ 8m、合計面積 20 ㎡を限度とする）

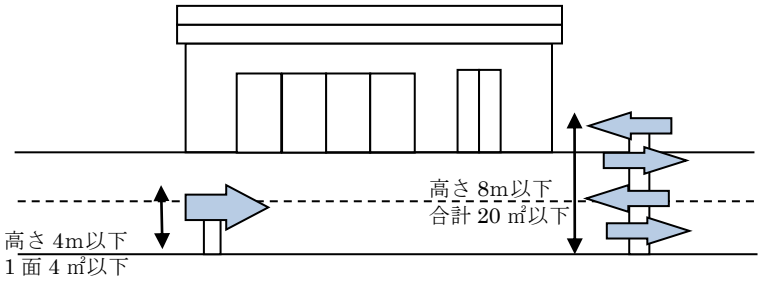

許可の基準
広告板
高さ 5m以下
1 面の面積 10 ㎡以下
合計 20 ㎡以下
動光等使用したものについては当該部分が 1 ㎡以下
（ただし 2 以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあっては、表示する広告物の数が 1 件増すごとに高さ 2m、面積 3 ㎡を加える。ただし高さ 10m、合計面積 40 ㎡を限度とする）

広告塔
高さ 8m以下
2 方向の面積 16 ㎡以下
合計 32 ㎡以下
動光等使用したものについては当該部分が 1 ㎡以下

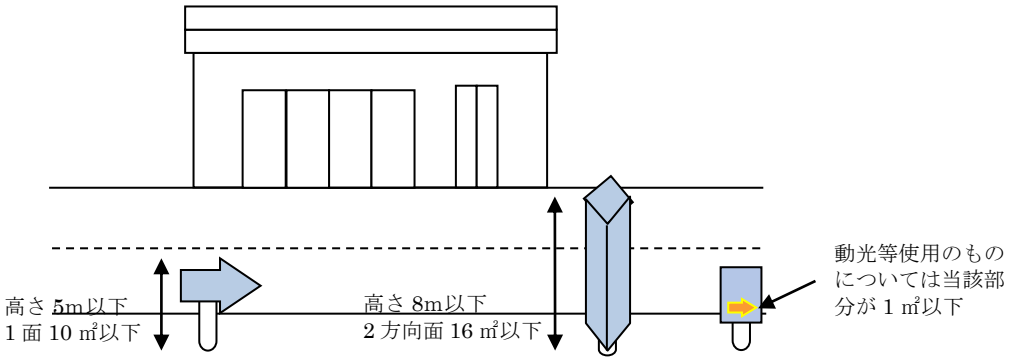

広告旗（のぼり旗等）

許可不要の基準
大きさ　　縦 1.8m以下　横 0.6m以下
高さ　　3m以下
設置間隔　5m以上

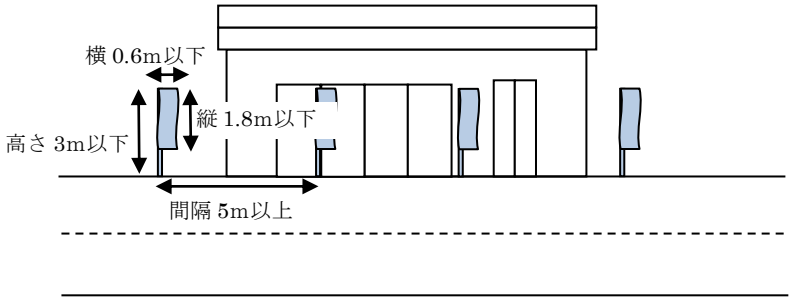

許可の基準
大きさ　　縦 1.8m以下　横 0.6m以下
高さ　　3m以下
設置間隔　3m以上

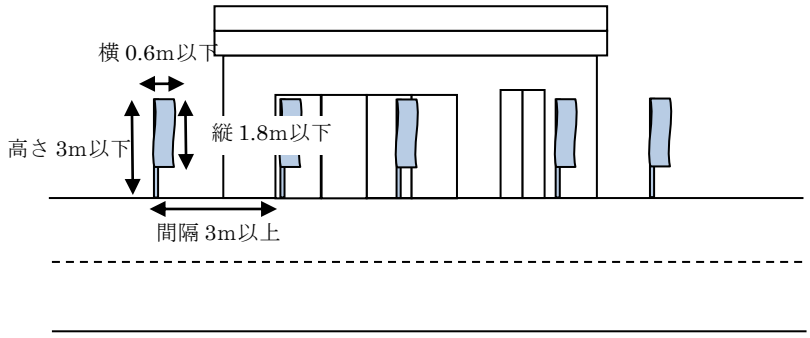

許可地域における適用除外（許可不要）

① 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの（条例第８条第１項第１号）
② 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの（条例第８条第１項第２号）
③ 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（条例第８条第１項第３号）
④ 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの（条例第８条第１項第４号）
⑤ 表示期間が30日を超えない一時的又は仮設的なもので表示期間及び責任者の住所氏名が明示されたもの（条例第８条第２項第１号イ及び規則第６条第２項第２号）
⑥ 営利を目的としない一定基準内のもの（条例第８条第２項第１号ウ及び規則第６条第２項第３号）
⑦ 他の法令の許可を受けて表示設置するもので一定基準内のもの（条例第８条第３項第３号及び規則第６条第４項）
⑧ 許可地域内で許可申請を要しない広告物に掲げるもの（条例第８条第３項第１号及び規則第６条第３項）

許可申請手数料について

許可を受けられる際には、許可申請手数料を収めていただくようになります。手数料の金額については面積等によって異なりますので下記の表をご覧ください。

種別	広告物の大きさ	金額（１個当たり）	許可期間
広告板類、広告塔類、アーチ類（屋上、壁面、袖看板等）	２㎡未満のもの	８００円	３年
	２㎡以上５㎡未満	１，３００円	
	５㎡以上１０㎡未満	２，１００円	
	１０㎡以上１５㎡以下	４，１００円	
	１５㎡を超えるもの	４，１００円に１５㎡を超えて５㎡ごとに８００円を加えた額	
動光、点滅照明、ネオン等を使用したもの（以下動光等）	５㎡未満	１，５００円	
	５㎡以上１０㎡未満	２，３００円	
	１０㎡以上１５㎡以下	４，５００円	
	１５㎡を超えるもの	４，５００円に１５㎡を超えて５㎡ごとに８００円を加えた額	
立看板、広告幕	上記表に準ずる	上記表に準ずる	６ヶ月
広告旗（のぼり旗等）	１個につき	１００円	
アドバルーン	１個につき	３，２００円	
張り紙、張り札	１０枚につき	１００円（１０枚未満の端数があるときは１０枚に切り上げる）	

許可申請の手続きの流れ

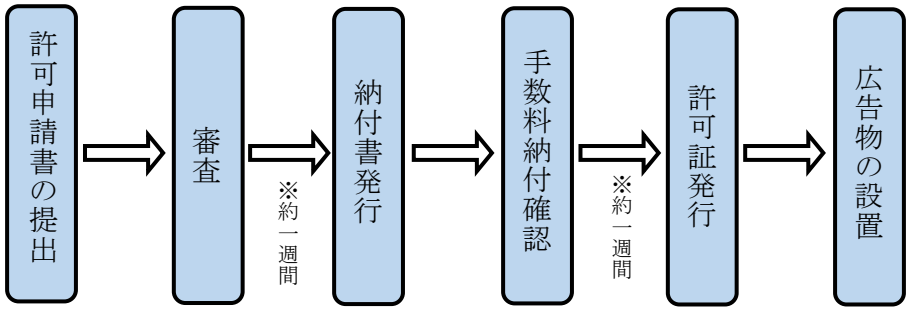

お問い合わせ先：駒ヶ根市役所建設部　都市計画課　景観建築係
Tel：0265-83-2111　Fax：0265-83-1278
Mail:kenchiku@city.komagane.lg.jp
ＵＲＬ　http://www.city.komagane.nagano.jp/